

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について

1 事業背景

高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にある。そこで、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要となる。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」を開催し、報告書を取りまとめた。

その後、報告書の内容をもとに、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規定を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年5月に公布された。

また、令和元年10月に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」（第2版）が策定され、取組例が示された。

2 ガイドラインに基づく一体的実施の概要

地域において事業全体のコーディネートを医療専門職が担い、医療・介護データを分析して地域の健康課題を把握する。データ分析の結果から、高齢者の健康課題を把握すると同時に、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者、健康状態が不明な高齢者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげる。

- これまで保健事業で行っていた疾病予防・重症化予防と併せて介護予防も行う。
- 地域の医療関係団体等と連携を図りながら、医療専門職が通いの場等に積極的に関与し、フレイル予防にも着眼した高齢者への支援を行う。

こうした取組により、高齢者は身近な場所で健康づくりに参加できるようになることを目指す。フレイル状態にある高齢者が適切な医療や介護サービスにつなげることによって、疾病予防・重症化予防を目指すこととなり、健康寿命の延伸につながる。

3 市町村に求められる一体的実施の推進体制

(1) 全庁的な検討体制の確立と庁内各部局間の連携

高齢者の保健事業を市町村が受諾し、介護予防の取組等と一体的に実施することは、地域全体で高齢者を支えることになり、地域づくり・まちづくりにつながる。

そのため、全庁的な検討体制が望ましい。

市町村の状況や取り組む課題等によって、中心となる部局等、様々な枠組みが考えられるが庁内各部局間の連携を円滑に進めることが重要である。

(2) 広域連合・県・他市町村との調整

市町村は人材確保の方策や医師会等地域の医療関係団体等との調整について、広域連合、県や保健所等との具体的な調整を進める必要がある。

(3) 関係団体との連携

一体的な実施の展開に当っては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画段階から三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保健事業と介護予防の一体的な実施を適切に展開することが必要である。

○地域の関係団体に対し、事業の実施状況等の報告を行い、共有していくことが重要である。